

新型コロナウイルス感染症 関連注意情報

令和2年4月24日
島根県警察・島根県



新型コロナウイルスに便乗した 特殊詐欺や悪質商法にご注意！



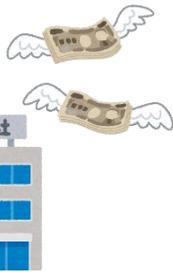
新型コロナウイルスの感染拡大の不安につけ込んだ、特殊詐欺や悪質商法に関する相談が全国で相次いでいます。

「なりすまし」や「オレオレ詐欺」の被害や消費者トラブルから身を守りましょう！

事例1

融資保証金詐欺

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業資金が切迫している会社の経営者の自宅FAXに「低金利で事業資金融資を受けられる」との広告が入った。連絡すると、「契約事務手数料として22万円支払えば融資可能」と言われ、振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、だまし取られたと気付いた事例

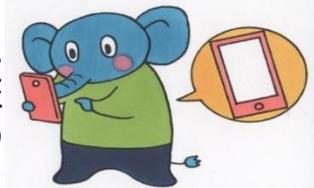


融資を受ける前に、保証金として金銭の振り込みを求められたら、それは詐欺です。お金を支払う前に、必ず誰かに相談してください。

事例2

個人情報等の詐取・悪用

電話で「マスク配布のための調査」「給付金を振り込むための口座を登録してほしい」などと言われ、個人情報や口座番号を聞き出されたり、メールに添付されたURLから偽のマスク販売サイトに誘導され、クレジットカード番号を入力してしまった事例



国や県・市町村等の職員が、電話やメールで個人情報を尋ねることはありません。安易に答えないようにしましょう。

また、身に覚えのないメールは、安易にURLをクリックせず、削除しましょう。

裏面もあります

事例3

送り付け商法



注文した覚えのないマスクが自宅に届いた事例



身に覚えのない商品が届いた場合、代金を請求されても支払ってはいけません。開封して使用してしまうと高額な料金を請求される可能性があります。

商品が届いた日から14日間を経過すれば、その商品は処分してもかまいません。

また、事前に電話で勧誘されて購入の契約をした場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

事例4

ヤミ金業者



ある会社から、「あなたの給料を受け取る権利を買い取って、即日現金化します」（給与ファクタリングと言う場合もあります）等と言われ、お金を受け取ったが、後日、法外な利息や高額な遅延損害金を請求された事例



相手がいわゆるヤミ金業者だった場合には、法外な利息や高額な遅延損害金などを請求されたり、家族や勤務先へしつこい催促の電話があるなどのトラブルになる場合があります。

消費者庁は、LINE公式アカウントで「新型コロナウイルス感染症対策に関する消費者向け情報」を発信しています。

※直接消費者ホットライン188へ連絡できる機能もついています



QRコード

友だち登録方法：

LINEアプリをインストールした後、次のいずれかの方法で「消費者庁 新型コロナウイルス関連消費者向け情報」を「友だち」に登録してください。

- URL：<https://lin.ee/d57rXBD> のリンクから友だち登録
- QRコード：右のQRコードを読み取り、友だち登録

困ったときは すぐに相談！



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りは **イヤヤ!**)
※お近くの消費生活センター等につながります。

0852-32-5916
受付時間/日曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

0856-23-3657
受付時間/月曜～金曜 8:30～12:00, 13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く) 12:00～13:00は松江につながります。

#9110 または **0852-31-9110**
受付時間/月曜～金曜 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

＜お問い合わせ先＞ 島根県警察本部 生活安全企画課 安全まちづくり推進室 (TEL 0852-26-0110)
島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 (TEL 0852-22-6216)